○関東地方整備局告示第二百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十二日　　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	幸手市大字平須賀字本村裏一八四六番一地先から同市大字平須賀字赤木前一八五六番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月十二日

○関東地方整備局告示第二百八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十二日　　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十五号	東京都大田区南蒲田二丁目一八番三九から同区南蒲田二丁目一八番三六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月十二日

○近畿地方整備局告示第百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月十二日　　近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項十四、指定の有効期間の欄中「平成十六年八月十日から五年間」を「平成二十一年八月十日から五年間」に改める。

○四国地方整備局告示第八十七号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十七日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月十二日　　四国地方整備局長　足立　敏之

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：ピークカット流量調整型汚水雑物除去担体流動生物濾過方式

製造者の住所・氏名	愛媛県松山市美沢１－９－１　㈱ダイキアクシス 代表取締役　大亀　裕
工場の所在地及び名称	愛媛県東温市則之内甲2357－５　㈱ダイキアクシス　松山工場 長野県佐久市田口5574　㈱ダイキアクシス　信州工場 福島県福島市山田字赤仁井田100－７　㈱ダイキアクシス　福島工場 山口県山口市大字江崎3083－６　西京産業㈱ 愛媛県大洲市肱川町名荷谷900－１　タイドー化成㈲ 沖縄県糸満市西崎町５丁目５番地の５　合名会社沖縄プラスチック産業
認定番号	浄化槽の名称
８－09－Ｈ－004(07)－２	ダイキ小規模合併処理浄化槽　ＭＣＰ－５型

人事異動

内閣

（防衛省防衛政策局防衛計画課長）防衛書記官　島田　和久

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に採用する

（警察庁警備局付）警視長　植田　秀人

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房情報セキュリティセンター参事官を命ずる

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長）内閣事務官　加藤　達也

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）に併任する

（防衛省大臣官房企画官）防衛部員　増田　和夫

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する

（警察庁生活安全局付）警視長　鈴木　三男

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房情報セキュリティセンター参事官を免ずる

（警察庁警備局付）同　種部　滋康

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）)内閣事務官　種部　滋康

内閣衛星情報センター管理部の併任を解除する

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　高橋　憲一

防衛省に出向させる（以上八月十日）

人事院

（人事院事務総長）公平審査局長事務取扱を命ずる（公平審査局長）　出合　均

財務省に出向させる（以上八月十日）　湖島　知高

内閣府

（大臣官房審議官）内閣府事務官　湯元　健治

任期の満了により平成二十一年八月七日限り退職した（八月七日）

総務省

釜江　廣志　重川　純子　下和田　功

（期間は平成二十一年八月十日から平成二十三年八月九日までとする）

総務省独立行政法人評価委員会委員に任命する（各通）（八月十日）

財務省

（大臣官房付）財務事務官　坂本　正喜

大臣官房参事官を命ずる

（大臣官房参事官）同　中山　厚

大臣官房付を命ずる（以上八月七日）

（株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部事業運営部総務審議役）

財務事務官に任命する

理財局国有財産調整課長を命ずる

（理財局国有財産企画課長兼理財局国有財産調整課長）財務事務官　中尾　睦

理財局国有財産調整課長兼務を免ずる（以上八月八日）

（内閣府経済社会総合研究所総務部長）内閣府事務官　田口　博之

財務事務官に任命する

大臣官房参事官を命ずる

兼ねて財務総合政策研究所次長を命ずる

（大臣官房参事官兼財務総合政策研究所次長）財務事務官　後藤　正之

内閣府に出向させる

財務総合政策研究所次長兼務を免ずる

（人事院事務総局公平審査局長）　湖島　知高

人事院事務官

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる（以上八月十日）

最高裁判所

高等裁判所長官

名古屋高等裁判所長官に補する　門口　正人

東京高等裁判所判事　山崎　恒

東京家庭裁判所判事に補する

東京家庭裁判所長を命ずる

同　倉吉　敬

部の事務を総括する者に指名する（以上八月六日）

○定年退官

高等裁判所長官細川清は八月五日限り定年退官